

## 熊本県産業活性化資金（特別枠）実施要領

### （融資対象者）

第1 融資対象者は、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域又は振興山村のいずれかの地域（別表1）で、当該地域の商工業その他産業に関する振興計画の趣旨に沿う事業を営む者として、市町村長が、市町村審査事項（別表2）に基づいて審査し、承認したもの
- (2) その他知事が特に必要と認めた者

### （資金使途）

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

### （融資限度額）

第3 融資限度額は、下表のとおりとする。

1 企業	設備資金	5,000万円	1 組合	設備資金	8,000万円
	運転資金	2,500万円		運転資金	4,000万円

### （融資期間）

第4 融資期間は、下表のとおりとする。

設備資金	1年以上10年以内（据置期間1年以内）
運転資金	1年以上5年以内（据置期間6か月以内）

### （貸付方法）

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

### （返済方法）

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

### （融資利率）

第7 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内 1.85%以内

7年超 2.00%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

### （保証料率）

第8 県補助後の保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

### （担保）

第9 担保は必要に応じて徴求する。

### （保証人）

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

### （申込先）

第11 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金

融機関とする。

(必要書類)

第12 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類等の他、下表のとおりとする。

I 市町村長の承認が必要な場合	<input type="checkbox"/> 産業活性化資金特別枠事業計画書【様式1】 <input type="checkbox"/> 納税証明書 [法人] 法人市町村民税 (直近1期) [個人] 市町村県民税 (直近1年)
II 知事の承認が必要な場合	<input type="checkbox"/> 産業活性化資金特別枠事業計画書【様式1】

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (過疎地域<sup>※1</sup>・振興山村<sup>※2</sup>・離島振興対策実施地域<sup>※3</sup>・半島振興対策実施地域<sup>※4</sup>)

市町村名	過疎地域	振興山村	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
八代市	旧坂本村 △ 旧東陽村 旧泉村	△ 旧坂本村の旧下松求麻村 と旧百済来村、旧東陽村 の旧河俣村、旧泉村		
水俣市	○	△ 旧久木野村		
天草市	○	△ 旧本渡市の旧栢宇土村、 旧牛深市の旧二浦村、旧 天草町の旧福連木村と旧 下田村	△ 旧御所浦町の横浦島と 牧島と御所浦島、旧新 和町の横島	△ 旧御所浦町を除く全 市
山鹿市	●	△ 旧鹿北町の旧岳間村、旧 菊鹿町の旧内田村		
菊池市		△ 旧菊池市の旧龍門村		
宇土市				○
上天草市	○	△ 旧松島町の旧教良木河内 村	△ 旧大矢野町の湯島と旧 松島町の中島	○
宇城市	△ 旧三角町 旧豊野町			△ 旧三角町、旧不知火 町
阿蘇市	△ 旧阿蘇町 旧波野村	△ 旧一の宮町の旧古城村と 旧中通村		
美里町	○			
和水町	○			
南関町	○			
大津町		△ 旧瀬田村		
南小国町	○	○		
小国町	○	○		
産山村	○	○		
高森町	○	△ 旧草部村		
南阿蘇村	●	△ 旧久木野村		
西原村		△ 旧河原村		
甲佐町	○	△ 旧宮内村		
山都町	○	△ 旧矢部町の旧白糸村、旧 清和村の旧小峰村		
芦北町	○	△ 旧芦北町の旧大野村と旧 吉尾村		
津奈木町	○			
あさぎり町	○	△ 旧上村		
多良木町	○	△ 旧久米村		
湯前町	○			
水上村	○	○		
相良村	○	△ 旧四浦村		
五木村	○	○		
山江村	○	○		
球磨村	○	○		
苓北町	○			○

注) ○：全域指定 ●：みなし全域指定 △：一部地域指定

※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)で定める地域

※2 山村振興法(昭和40年法律第64号)で定める地域

※3 離島振興法(昭和28年法律第72号)で定める地域

※4 半島振興法(昭和60年法律第63号)で定める地域

別表2 (市町村審査事項)

- 1 当該地域の商工業その他産業に関する振興計画に沿う中小企業者であること。
- 2 納期が到来している市町村民税又は法人市町村民税について滞納がないこと。

産業活性化資金特別枠事業計画書

業種名			提出日	年	月	日
商号 又は 名称(氏名)			住所	〒 -		
(ふりがな)						
代表者名			電話番号	-	-	
			FAX番号	-	-	
該当要件	<input type="checkbox"/> 過疎地域 <input type="checkbox"/> 半島振興地域 <input type="checkbox"/> 離島振興地域 <input type="checkbox"/> 振興山村				※ 市町村長の承認が必要	
	<input type="checkbox"/> その他特に知事が必要と認めた者				※ 知事の承認が必要	
経営の合理化 又は近代化 の内容						
融資希望額	設備資金	千円	合計	千円		
	運転資金	千円				
融資希望時期	年	月	日	融資希望期間	か月	

市町村長様

熊本県産業活性化資金特別枠の「過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域又は振興山村において、当該地域の商工業その他産業に関する振興計画の趣旨に沿う事業内容を営む中小企業者」として承認願います。

市町村長承認欄	過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域又は振興山村において、当該地域の商工業その他産業に関する振興計画の趣旨に沿う事業内容を営む中小企業者として承認します。					
	市町村チェック項目 <input type="checkbox"/> 当該地域の商工業その他産業に関する振興計画がある場合は、それに沿うものであること。 <input type="checkbox"/> 納期が到来しているすべての市町村県民税(法人市町村民税)について滞納がないこと。					
【承認番号】			年	月	日	号
					市町村長	印

熊本県知事様

熊本県産業活性化資金特別枠の「その他特に知事が必要と認めた中小企業者」として承認願います。

県知事承認欄	その他特に知事が必要と認めた中小企業者として承認します。					
	【承認番号】			年	月	日
					熊本県知事	印